

平成22年度第3回秋田県農地・水・環境保全向上対策に関する検討委員会

日 時：平成23年2月2日（水）午後1時30分から

場 所：ルポールみずほ 3階 ゆりの間

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）国の中間評価結果と秋田県中間評価との比較について

（2）平成23年度国の制度改正及び平成23年度予算要求について

（3）平成23年度最終評価に向けて

（4）その他

共同活動支援

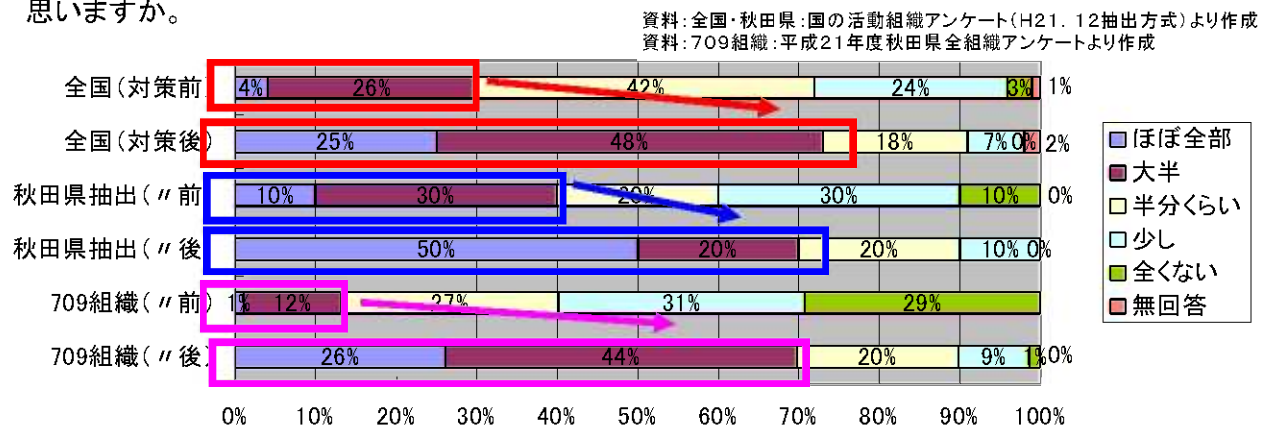
(要旨)

- 秋田県では、約63,000ha農地周りの用排水路を対象にして、共同活動が実施されたことは、農業用施設の機能維持に効果があるとともに施設の長寿命化に繋がるものと評価。
- 活動組織の多くが地域の人と人とのつながりが強くなったと感じており、地域コミュニティの活性化に大きな効果を上げている。

1 事業の効果

<用排水路、農道、ため池等の施設の機能維持> ②開水路の機能(秋田県)

問 活動の対象となる開水路のうち、10年先まで支障なく水が流れると思われる割合はどの程度だと思いますか。

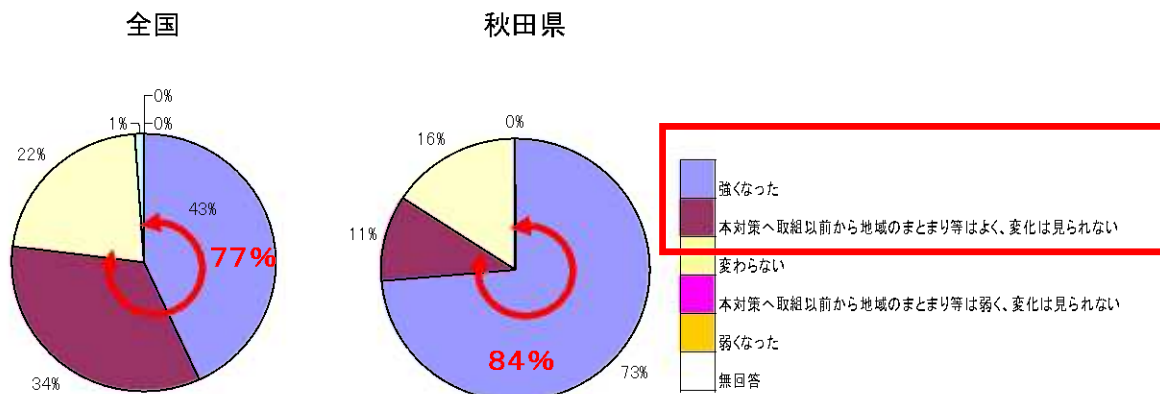


対策前は、開水路の機能が十分発揮している割合が全国では30%に対して709組織では13%と低く、本対策により全国では73%、709組織では70%まで向上し施設の長寿命化が評価される。

2 地域コミュニティの活性化

③地域の人と人とのつながりの変化(秋田県)

問 本対策への取組の前後で、地域のまとまりや地域の人と人とのつながりが変化しましたか。



資料：全国・秋田県：国の活動組織アンケート(H21.12抽出方式)より作成

活動組織の多くが地域の人と人とのつながりが強くなったと感じており、地域コミュニティが活性化している。

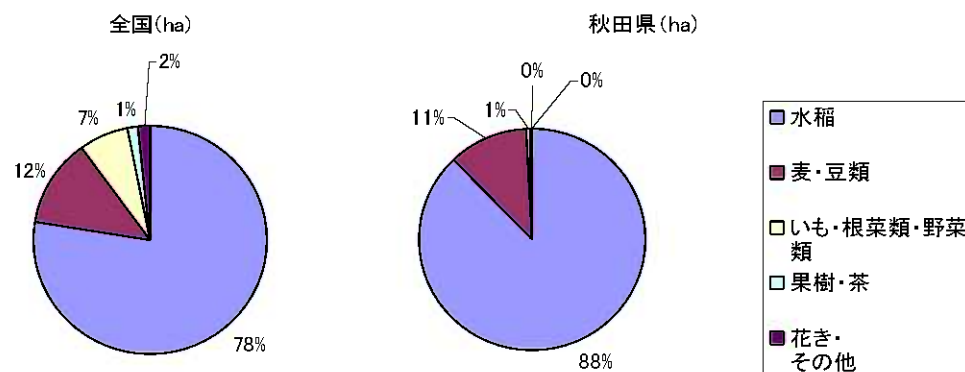
営農活動支援

(要旨)

- 秋田県の水稲の割合が全国平均を上回っており、稲作に依存していることが伺える。
- 化学肥料・化学合成農薬の低減割合は、要件である5割に対して、秋田県は76%の低減が図られており、水稲栽培技術が高いと評価される。

3 営農活動支援

②作物区分別の先進的営農実施面積割合(H21)



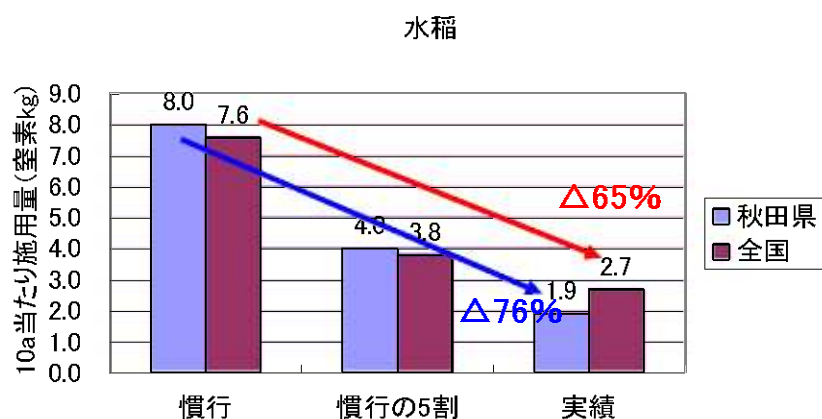
資料: H21実績報告により作成

秋田県では、全国と比較し、水稲の割合が高い。また芋・根菜類・野菜類の取組が全国に比べて低い。

4 事業の効果(営農)

②化学肥料成分の削減量の推計(秋田県)

(抽出調査地区内の取組農家データ)



資料: 営農活動抽出調査(平成21年12月実施)より作成

先進的営農に取り組んでいる地域では、化学合成農薬は県慣行基準に比べ、76%の減となっている。

国農地・水・環境保全向上対策中間評価結果と秋田県中間評価結果との比較

1 共同活動支援 ①共同活動支援の取組実績

	全国(H21)	秋田県	割合
活動組織数	19,514	709	3.6%
取組面積	1,425,144ha	63,359ha	4.4%
農振農用地に占める割合	35%	42%	—
交付額	21,679百万円	2,326百万円	10.7%

資料：H21実績報告により作成

秋田県では取組面積における割合が4.4%に対し、交付額では10.7%と高い。これは交付単価の高い水田の取組が多いことを示している。

②対象施設数

資源	道府県	全国1組織当資源量	秋田県	秋田県1組織当資源量
開水路	239,017km	12.2km	14,356km	20.2km
パイプライン	45,395km	2.3km	546km	0.8km
農道	165,495km	8.5km	6,901km	9.7km
ため池	29,709箇所	2箇所	621箇所	1箇所

資料：H21実績報告により作成

全国1組織当たりの資源量と比較して、開水路・農道の資源量が多いことから水田での取組が多い。

2 営農活動支援

①営農活動支援の取組実績

	全国(H21)	秋田県	割合
活動組織数	2,858	43	1.5%
取組面積	75,223ha	3,853ha	5.1%
共同活動支援に占める割合	5.3%	6.1%	—
延べ作付面積に占める割合	1.8%	2.4%	—
交付額	2,552百万円	229百万円	9.0%

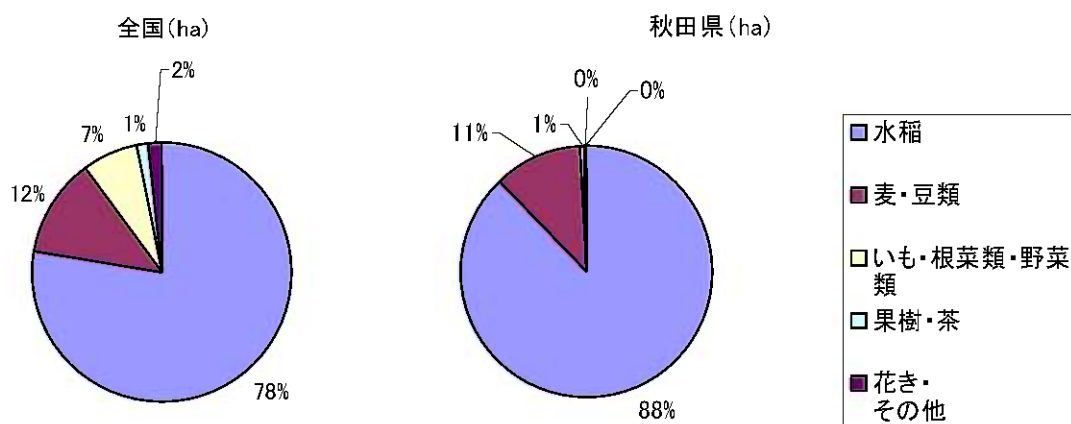
資料：H21実績報告により作成

②作物区分別の先進的営農実施面積割合(H21)

	合計	水稻	麦・豆類	いも・根菜類・野菜類	果樹・茶	花き・その他
全国(ha)	75,223	58,364	9,356	5,308	897	1,297
秋田県(ha)	3,853	3,383	434	23	0	14

次ページに表を示す。

②作物区分別の先進的営農実施面積割合(H21)



秋田県では、全国と比較し、水稲の割合が高い。また芋・根菜類・野菜類の取組が全国に比べて低い。

③エコファーマー認定件数の推移(H22.3月末時点)

	認定数(人)	農業従事者(人)	割合
全国	196,692	5,562,030	4%
秋田県	4,887	172,630	3%

資料: 農業従事者: 2005農林業センサスより

3 事業の効果(共同)

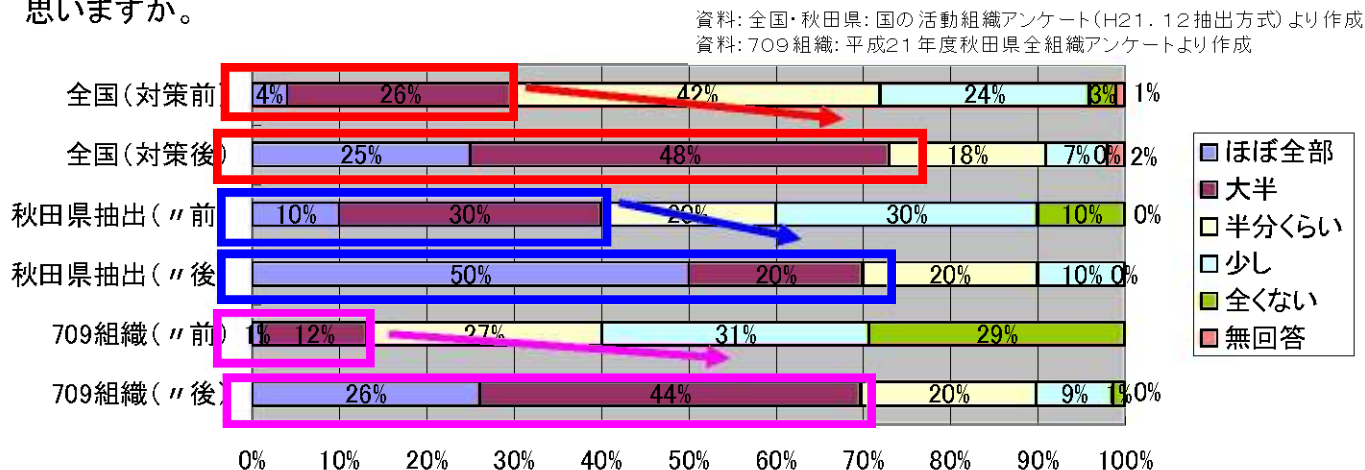
＜用排水路、農道、ため池等の施設の保全活動＞

①基礎部分の活動実施割合

国が定める要件が同じことから省略

＜用排水路、農道、ため池等の施設の機能維持＞ ②開水路の機能(秋田県)

問 活動の対象となる開水路のうち、10年先まで支障なく水が流れると思われる割合はどの程度だと思いますか。



対策前は、開水路の機能が十分発揮している割合が全国では30%に対して709組織では13%と低く、本対策により全国では73%、709組織では70%まで向上し施設の長寿命化が評価される。

<耕作放棄地の発生防止・解消>

③耕作放棄地発生防止効果の推計

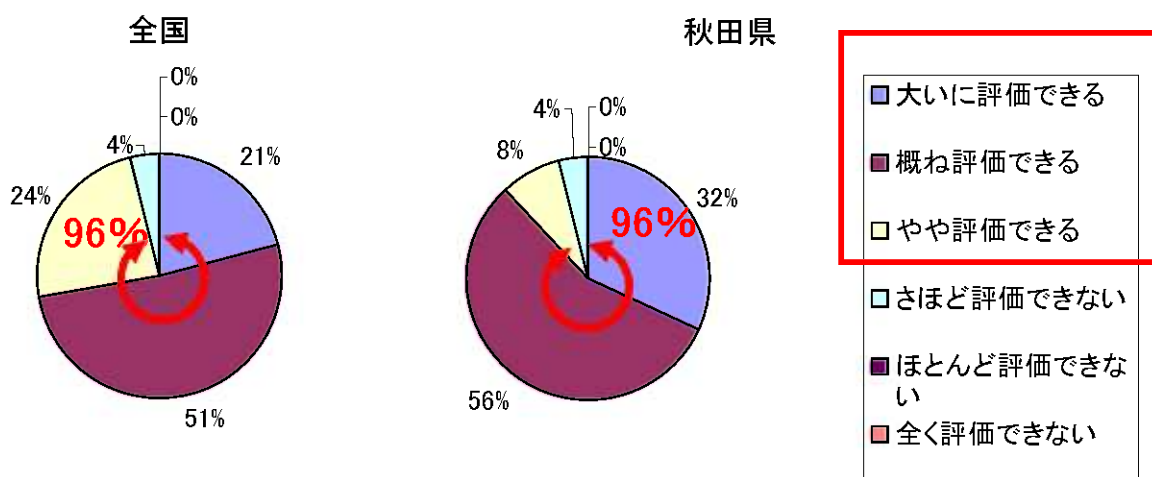
全国 $114,000\text{ha} \times 0.0022 \times 5\text{年} = 13,000\text{ha}$

秋田県 $63,000\text{ha} \times 0.0022 \times 5\text{年} = 693\text{ha}$

<農村環境の保全・向上>

④農村環境の保全・向上に関する効果に対する評価(市町村アンケート結果)

問 本対策の農村環境の保全に関する効果(生態系、景観形成、水質保全等)について、どのように評価しますか。



資料:市町村アンケート(平成22年3月実施)より作成

全国と同じ割合となったが、「大いに評価できる」についてが、全国平均より多いことから、秋田県における市町村からの農村環境保全に関する評価は高い。

4 事業の効果(営農)

<環境保全型農業の取組の拡大>

①取組面積の変化(秋田県)

	取組面積(ha)			
	合計	1地区当平均		
全国対策前	2,050	13	2.1倍	
全国現在	4,305	27		
秋田県対策前	146	73	1.4倍	
秋田県現在	200	100		

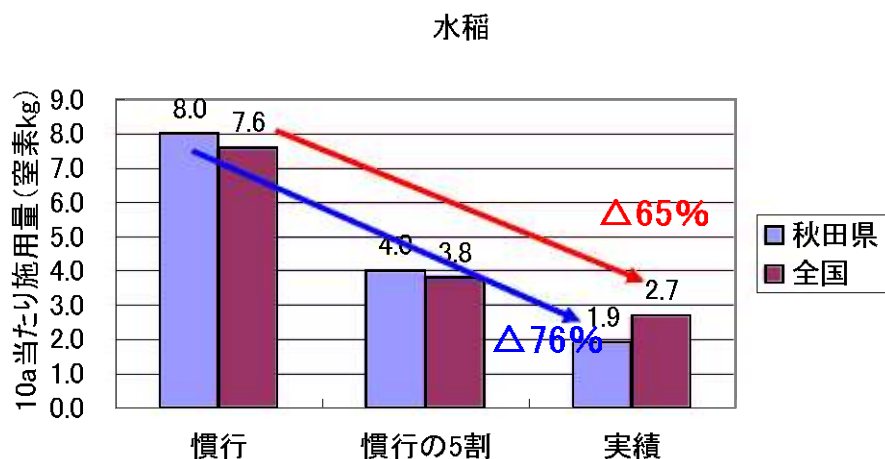
資料:営農活動抽出調査(平成21年12月実施)より作成

1地区当たりの平均取組面積は全国より大きい値となっている。

＜農村環境の保全・向上＞

②化学肥料成分の削減量の推計(秋田県)

(抽出調査地区内の取組農家データ)



資料: 営農活動抽出調査(平成21年12月実施)より作成

先進的営農に取り組んでいる地域では、化学合成農薬は県慣行基準に比べ、76%の減となっている。

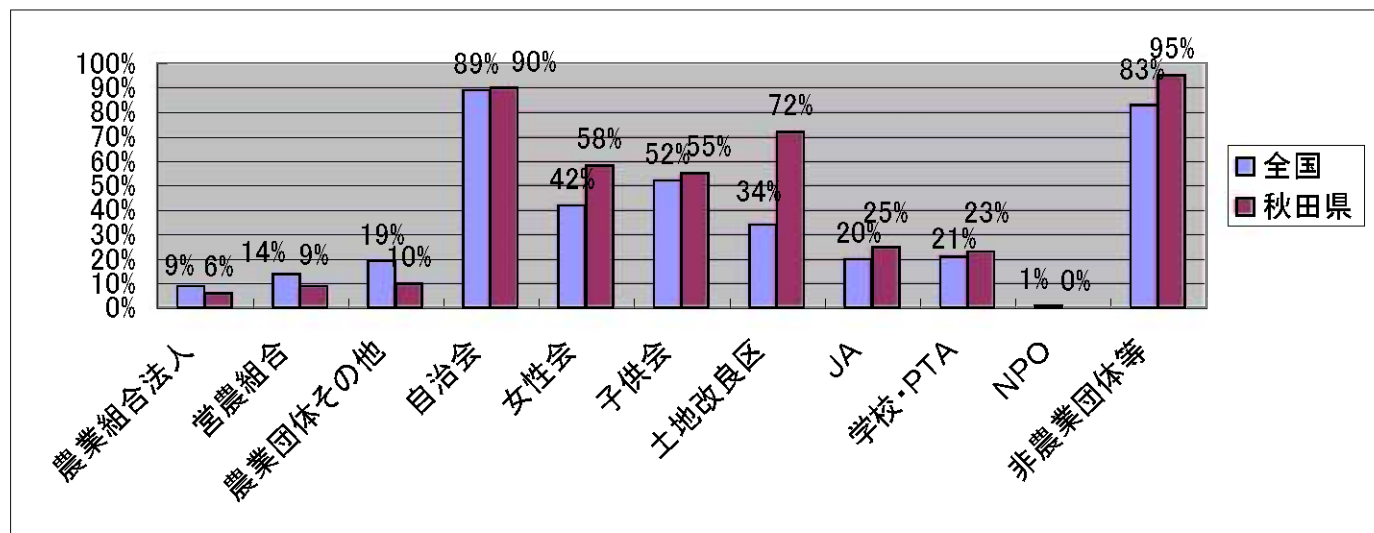
5-1 事業の効果(地域のつながり)

①活動組織の構成員数

	個人		団体	
	農業者	非農業者	農業関係	その他
全国	1,135,000	242,000	15,985	114,640
秋田県	49,220	2,343	233	5,068

非農業者の構成員数は83,686人である(H19当時調べ)。

②活動組織への各団体の参画割合



資料: 平成21年度実績報告により作成

全国と比べて土地改良区の参加が多く、主に地域保全活動に参加している。また、女性会・子供会の参加割合が高く、農業者だけでなく幅広く活動に参加している。

5-2＜地域コミュニティの活性化＞

①地域づくりのための話し合い（回／年）

	対策前	対策後
全国	8.5	13.5
秋田県	5.3	10.5

1.6倍

2.0倍

地域づくりのための話し合いについての増加率が全国平均より高い。

②行事やイベントの開催回数（回／年）

	対策前	対策後
全国	6.4	8.6
秋田県	3.9	7.2

1.3倍

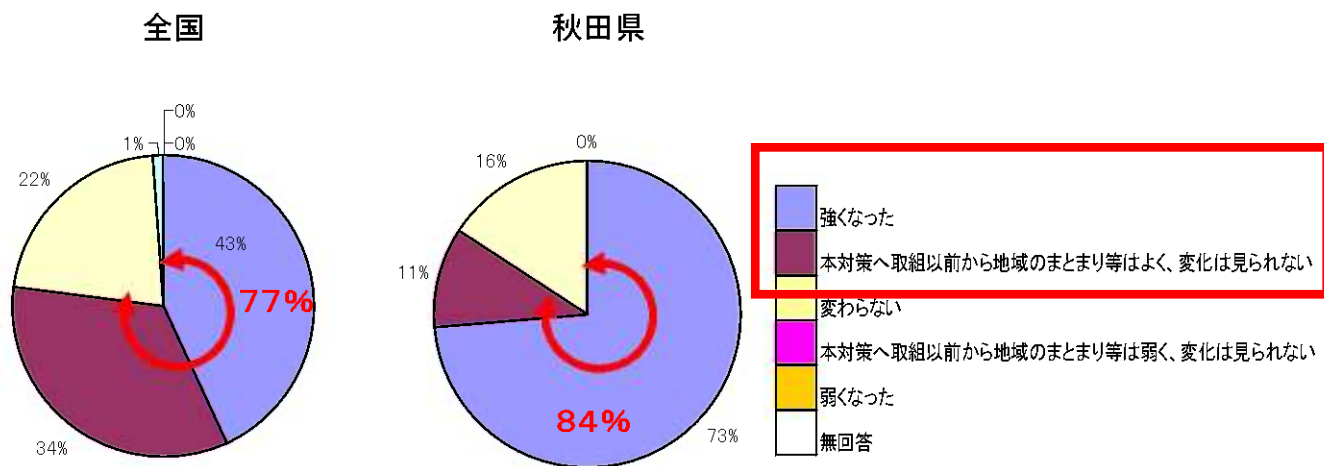
1.8倍

資料：全国・秋田県：国の活動組織アンケート（H21. 12抽出方式）より作成

行事やイベントの開催回数についての増加率が全国平均より高い。

③地域の人と人とのつながりの変化（秋田県）

問 本対策への取組の前後で、地域のまとまりや地域の人と人とのつながりが変化しましたか。

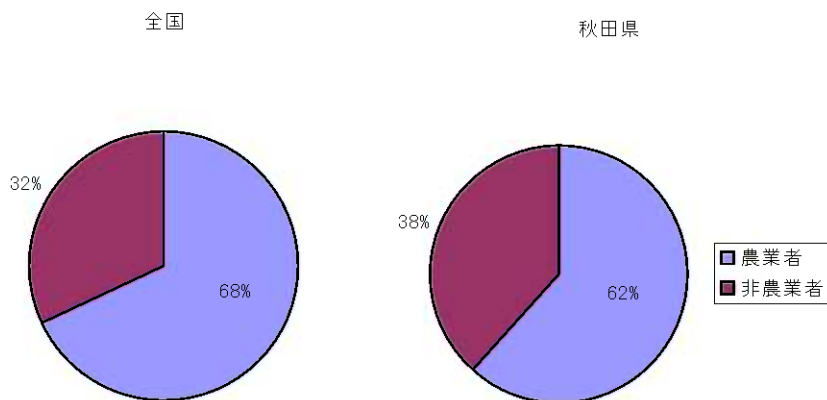


資料：全国・秋田県：国の活動組織アンケート（H21. 12抽出方式）より作成

活動組織の多くが地域の人と人とのつながりが強くなったと感じており、地域コミュニティが活性化している。

6 事業の仕組みの検証 〈活動組織の区域の設定〉

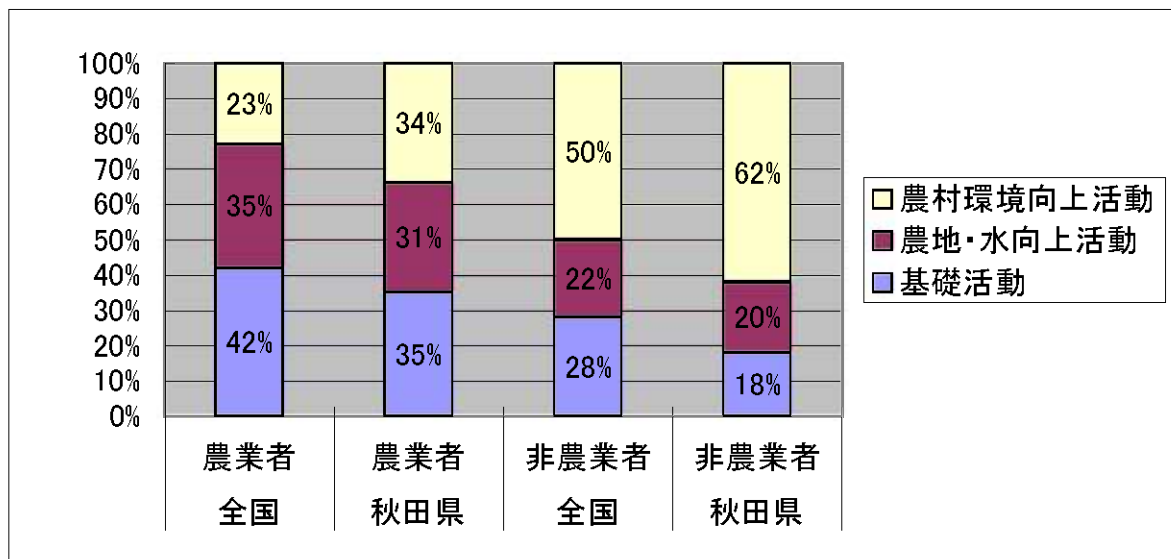
① 農業者及び非農業者の活動時間割合



資料: 全国活動組織アンケート(H21. 12抽出方式)より作成
資料: 平成21年度実績報告により作成

全国と比べ同等の活動時間割合結果となっている。

② 農業者と非農業者の活動区分毎の活動参加人数割合



資料: 全国活動組織アンケート(H21. 12抽出方式)より作成

資料: 平成21年度実績報告により作成

秋田県農業者の参加割合はバランスが良い。非農業者については全国よりも農村環境向上活動活動参加に偏りがある。今後、基礎活動、農地・水向上活動の重要性や必要性を認識してもらうことが課題と考える。

農地・水・環境保全向上対策の中間評価のポイント

平成22年9月 農林水産省

実施状況 — 共同活動支援

- 平成22年3月現在、全国1,251市町村において、19,514の活動組織が、農地143万ha、開水路24万km、農道16万km等の施設を市町村との協定に位置付け、地域ぐるみの共同活動に取り組み。
- 対象面積に対する取組面積のカバー率は35%。地域によって取組状況に差があるものの、水を通じた保全管理のつながりのある水田地域を中心に、全国的に相当な広がり。

① 共同活動支援の取組実績(組織数、面積)

	H19	H20	H21
活動組織数	17,122	18,973	19,514
取組面積	116.0万ha	136.1万ha	142.5万ha
農振農用地に占める割合	29%	33%	35%
交付額	18,616百万円	20,827百万円	21,679百万円

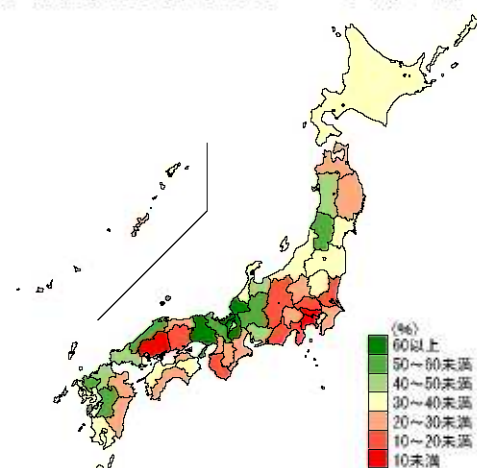
注：農振農用地面積は2005年農林業センサスにおける農振農用地内の耕地面積。

② 対象施設数(平成21年度)

	開水路	パイプライン	農道	ため池
府県	211,550km	41,577km	146,133km	29,198箇所
北海道	27,468km	3,818km	19,362km	511箇所
計	239,017km	45,395km	165,495km	29,709箇所

資料：平成21年度実施状況報告書より作成

③ 農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)の取組状況(各県のカバー率)(平成21年度)



注：農地・水・環境保全向上対策のカバー率は、平成21年度の取組面積が2005年農林業センサスにおける耕地面積に占める割合

実施状況 — 営農活動支援

- 全国で2,858の活動組織が7.5万ヘクタールの農地において、化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動に取り組み。
- 営農活動支援の取組は水稻、麦・豆類などを中心に年々増加するとともに、エコファーマーの育成にもつながっているが、平成21年度における取組は共同活動支援取組の面積の約5%、延べ作付面積の2%程度にとどまっており、十分な広がりには至っていない。

① 営農活動支援の取組実績(組織数、面積)

	H19	H20	H21
活動組織数	2,029	2,573	2,858
取組面積	4.3万ha	6.1万ha	7.5万ha
共同活動支援に占める割合	3.7%	4.5%	5.3%
延べ作付面積に占める割合	1.0%	1.4%	1.8%
交付額	1,454百万円	2,044百万円	2,552百万円

資料：実施状況報告書より作成

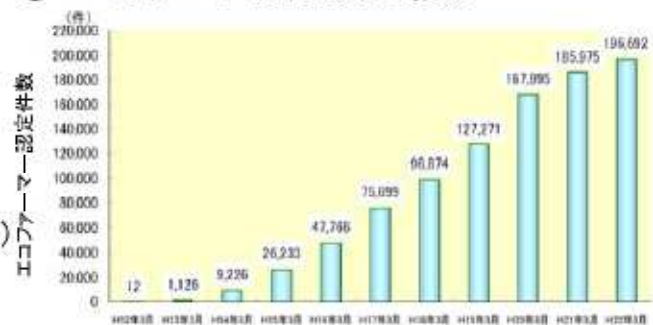
注：延べ作付面積は農林水産統計「農作物作付(栽培)延べ面積及び耕地利用率」による。

② 作物区分別の先進的営農実施面積割合(全国)(平成21年度)

	合計	水稻	麦・豆類	いも・根菜類・野菜類	果樹・茶	花き・その他
全国(ha)	75,223	58,364	9,356	5,308	897	1,297
シェア	100%	77.6%	12.4%	7.1%	1.2%	1.7%

資料：平成21年度実施状況報告書より作成

③ エコファーマー認定件数の推移



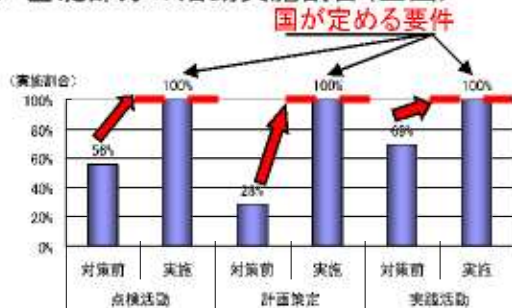
資料：「持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況」(平成22年3月末現在)より作成

事業の効果 — 農地、農業用施設等の保全活動

- 全国143万haの農地と用排水路等の施設を対象として、活動指針に基づき、点検、計画策定、実践活動等からなる保全活動（基礎活動）が確実に実施。
- 機能診断、計画に基づき、施設の機能維持のための実践活動（向上活動）が適切に実施。
- 遊休農地の発生防止のための保管理活動が実施され、本対策の実施期間5カ年間で、1,600haの耕作放棄地の解消と、13,000haの耕作放棄地の発生防止が図られる見込み。
- 非農業者も含む多様な主体の参画による景観形成、生態系保全、水質保全等の取り組みにより、地域の環境が保全・向上。

<用排水路、農道、ため池等の施設の保全活動> <用排水路、農道、ため池等の施設の機能維持>

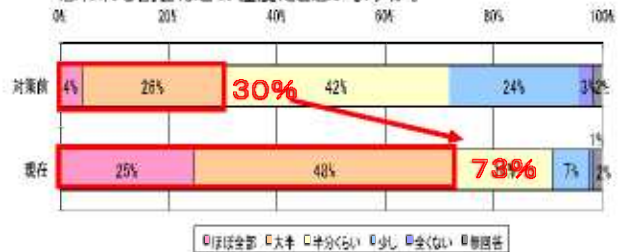
① 基礎部分の活動実施割合（全国）



資料：平成21年度実施状況報告書より作成
注：基礎部分の活動 農地や農業用水等の資源を適切に保全するための活動（施設の点検、計画の策定、水路・農道法面の草刈りなど）

② 開水路の機能

問 活動の対象となる開水路のうち、10年先まで支障なく水が流れると思われる割合はどの程度だと思いますか。



資料：活動継続アンケート（平成21年12月実施）より作成

<遊休農地の発生防止・解消>

③ 耕作放棄地発生防止効果の推計

○対策期間の耕作放棄地防止面積

・114万ha × 0.0022^{注1)} × 5年 = **1.3万ha**

（参考）他事業との重複を考慮した事業量

・農地・水・環境保全向上対策取組面積－中山間地域等直接支払制度重複面積－基盤整備関係重複面積^{注2)}
= 142万ha－12万ha－16万ha^{注2)} = 114万ha

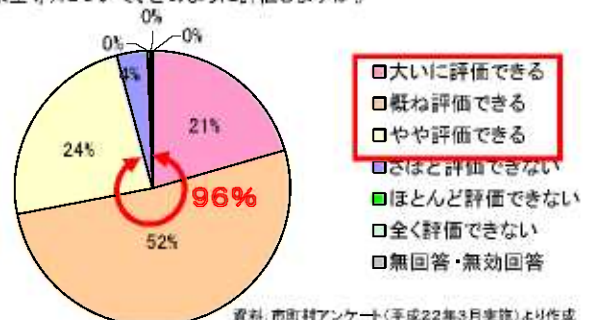
注1) 年耕作放棄地発生率＝耕作放棄地の年平均発生面積(H17～H21)/耕地面積の年平均面積(H17～H21)＝1.04万ha/466万ha＝0.22%

注2) 土地改良長期計画の政策目標(H20からH24)を基に、本対策期間(5年間)の基盤整備面積を推計。

<農村環境の保全・向上>

④ 農村環境の保全・向上に関する効果に対する評価

問 本対策の農村環境の保全・向上に関する効果（生態系保全、景観形成、水質保全等）について、どのように評価しますか。



資料：市町村アンケート（平成22年3月実施）より作成

事業の効果 — 環境にやさしい農業の推進

- 営農活動支援により、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組が大きく増加。
- 化学肥料・化学合成農薬の低減割合は、要件である5割以上を上回る6～7割。

<環境保全型農業の取組の拡大>

① 取組面積の変化

問 あなたの営農活動区域における化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減して栽培面積について、「営農活動支援に取り組む前」と「現在」の状況をご記入ください。

【全体】・・・193地区

	取組面積(ha)	
	合計	1地区当たり平均
対策前	2,050	13.0
現在	4,305	27.2

※平均は無回答を除いて算出。

21倍

<農村環境の保全・向上>

② 化学肥料由来の窒素成分削減量の推計（抽出調査地区内の取組農家データ）



資料：営農活動抽出調査（平成21年12月実施）より作成

事業の効果 — 地域のつながりを通じた農村地域の活性化

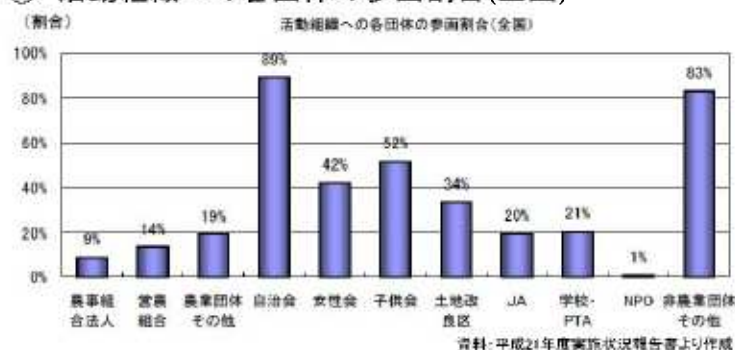
- 農業者、非農業者、自治会、NPO等多様な主体から構成される活動組織により、資源の保全活動、営農活動、環境向上活動等多様な活動へ取り組み。

① 活動組織の構成員数(全国計)

構成員数			
個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 (農事組合法人、 営農組合等)	その他 (自治会、子供会、 女性会等)
113万5千人	24万2千人	15,985	114,640

資料：平成21年度実施状況報告書より作成

② 活動組織への各団体の参画割合(全国)



- 多様な主体による資源の保全活動、環境向上活動及び環境に優しい営農活動を通じて、地域住民の意識の変化、地域の行事への参加率の向上、集落間の連携や都市との交流、地域リーダーの育成などを通じ地域コミュニティが活性化。
- 対策に取り組む地区の住民に対するアンケート調査から「農村協働力※」を定量化して評価したところ、対策参加者を中心に「農村協働力」が向上。

<地域コミュニティの活性化>

① 地域づくりのための話し合い(寄合)の回数



資料：活動組織アンケート(平成21年12月実施)より作成

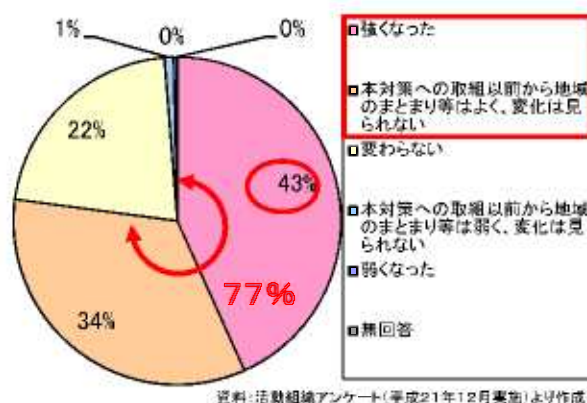
② 行事やイベントの開催回数



資料：活動組織アンケート(平成21年12月実施)より作成

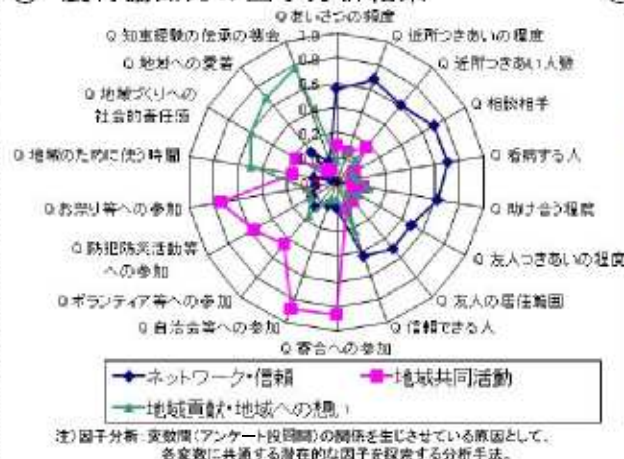
③ 地域の人と人とのつながりの変化

問 本対策への取組の前後で、地域のまとまりや地域の人と人とのつながりが変化しましたか。

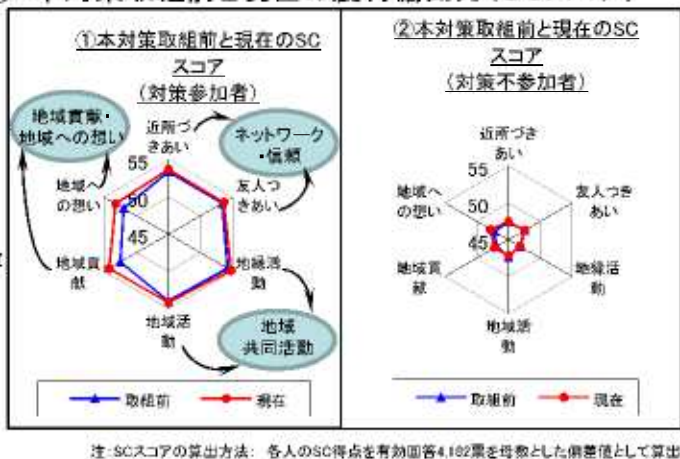


<農村協働力の視点からの検証>

④ 農村協働力の因子分析結果



⑤ 本対策取組前と現在の農村協働力(SCスコア)



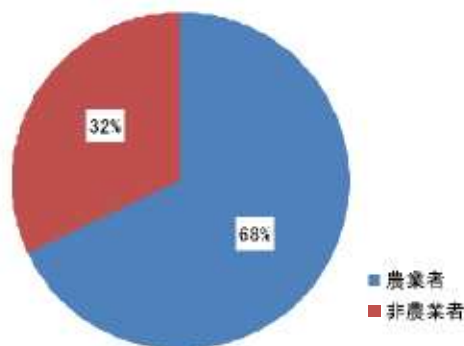
※ 農村における人と人とのつながりや信頼感等のソーシャル・キャピタルを「農村協働力」とした。

事業の仕組みの検証 — 対象組織

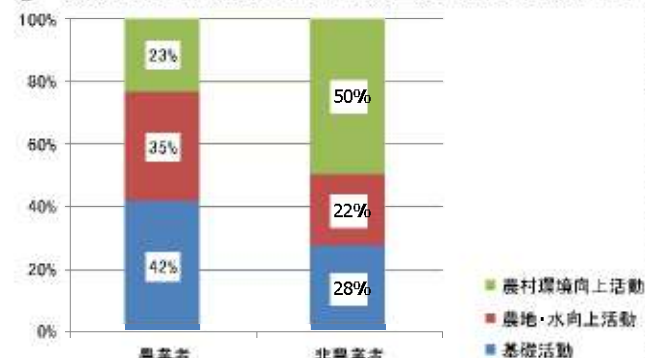
<活動組織の構成>

- 本対策では、非農業者を含めた多様な主体の参画を要件としており、24万人の非農業者及び11.5万の農業関係以外の団体が参画。
- 延べ活動時間の7割が農業者、3割が非農業者であり、更なる非農業者の参画の余地。多くの活動組織は「農地・農業用水等の保全に今後とも非農業者の協力が必要」との意見。
- 今後とも、非農業者を含めた多様な主体の参画の促進が必要。その際、農業者、非農業者で地域の課題を共有する契機として農村環境向上活動の活用が有効。

① 農業者及び非農業者の活動時間割合



② 農業者と非農業者の活動区分毎の活動割合



資料：共同活動結出調査（平成21年12月実施）より作成

<活動組織の区域の設定>

- 活動組織の区域については、集落単位や水系単位で行われている農業用排水路、農道等の保全活動の区域をベースとして、地域の実情に応じて設定。
- 今後、さらに共同活動を広げていくためには、樹園地等取組が低調な地域における共同活動のあり方や、リーダー像を明らかにすること等が課題。

事業の仕組みの検証 — 支援対象活動と要件

[共同活動支援]

- 支援対象活動や要件については、活動項目毎に取組率の差が見られるが、すべての活動組織が要件を満たす活動を実施。また、道府県中間評価では、国の示す活動指針について、「細分化された項目の整理・統合」等を要望。
- 今後、ほ場周りの排水路等の施設について老朽化が進行。また、道府県、市町村は、「施設の修繕程度を超えた更新・新設」など、日常の保管理に留まらず、施設の長寿命化へ支援対象の拡大を要望。

[営農活動支援]

- 5割低減の取組の面的な拡大を図るため、共同活動との一体的な実施やまとまり要件を設定。
- 共同活動の素地がない野菜、果樹での取組が進んでいない。また、これら要件による効果を評価する意見がある一方、同要件が厳しく取組の推進が図りにくいとの意見もあり、今後更なる分析が必要。

事業の仕組みの検証 — 支援水準

[共同活動支援]

- 共同活動支援については、単価設定時の基準活動量を上回る活動実績。また、無償労働分と交付金を合計すると、単価設定時に想定した活動量の1.5倍。

[営農活動支援]

- 営農活動支援については、平成22年度の調査結果から適切な代替技術を導入した場合の掛かり増し経費を試算したところ、単価設定時に想定した掛かり増し経費と概ね同等。

農地・水・環境保全向上対策の改正概要

(旧) 農地・水・環境保全向上対策

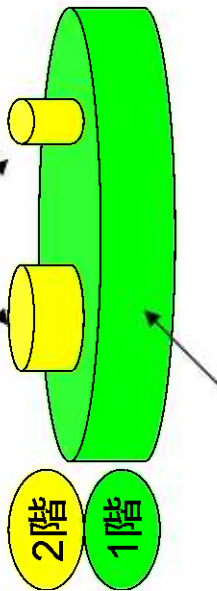
【営農活動支援】

- ・営農基礎活動
- ・先進的営農活動

(化学肥料・化学合成農薬 5割削減)

※共同活動必須

分離



【共同活動支援】

- ・基礎活動
- ・農地水向上活動
- ・農村環境向上活動

拡充

※いずれも交付金は協議会ルート
(協議会経由で活動組織に交付)

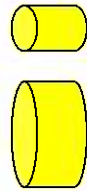
(新) 環境保全型農業直接支援対策

【環境保全型農業直接支払交付金】

交付単価: 8,000円/10a (農業者直払)

【先進的営農活動支援交付金】(H23限り)

交付単価(水稲): 6,000円/10aほか
(協議会ルート)

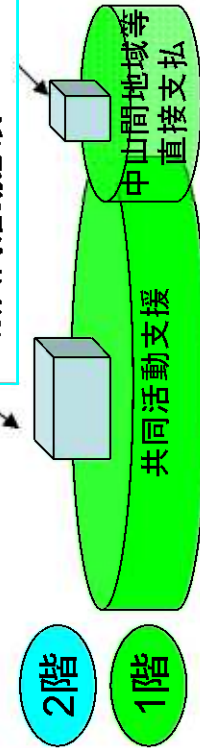


(新) 農地・水保全管理支払交付金

【向上活動支援交付金】

- ・農業用施設の長寿命化への取組
- 交付単価(田): 4,400円/10aほか
(集落・活動組織に直払)

※共同活動必須



【共同活動支援交付金】

- ・基礎活動
- ・農地水向上活動
- ・農村環境向上活動

交付単価(田): 4,400円/10aほか(協議会ルート)

【中山間地域等直接支払交付金】※1階と見なす

交付単価(田:急傾斜地): 21,000円/10aほか(市町村ルート)

農地・水保全管理支払交付金

【[所要額] 28, 575(23, 448) 百万円】

対策のポイント

- ・農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付します。
- ・日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー(補修・更新)を拡充し、対策に取り組む集落を追加的に支援します。

＜背景／課題＞

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっており、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、個々の農家では対応困難なそれらの保全管理の取組について下支えする必要があります。
- ・これまで農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきましたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修等を効率的に行う仕組みの構築が必要です。

政策目標

地域の共同活動により機能維持してきた農業用施設(農業用排水路28万km、農道16万km)を長寿命化し、安定した食料供給に貢献

＜主な内容＞

1. 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動への支援

農地・農業用水等の資源について、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの「農地、水路等の資源の日常の管理」と、水質保全、生態系保全などの「農村環境の向上に資する活動」を支援します。

共同活動支援交付金[所要額] 22, 790(22, 697) 百万円
補助率：定額(単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等)
事業実施主体：地域協議会

2. 施設の長寿命化のための活動への支援

個々の農家での対応が困難なことから、現行の農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の実施によりこれまで地域共同で行ってきた資源の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う集落を直接交付により支援します。

向上活動支援交付金 4, 740(0) 百万円
補助率：定額(単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等)
事業実施主体：集落

3. 農地・水保全管理支払の推進

農地・水保全管理支払の定着に向けて、現場における事業の推進や履行確認など、地方公共団体等による集落への支援体制を構築します。

農地・水保全管理支払推進交付金 1, 046(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、地域協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2447(直))]

農地・水保全管理支払交付金

【〔所要額〕 28,575 (23,448) 百万円】

農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

現 状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり
- 農業用排水路等の施設の老朽化

課 題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要
- 農地・農業用水等の資源の長寿命化のための補修等を行う仕組みが必要

農地・農業用水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

農地・水保全管理支払交付金

- 農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付。
- 日常の管理に加え、集落の手による、農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー（補修・更新）を追加し、対策に取り組む集落を追加的に支援。

共同活動支援交付金【非公共】

22,790 (22,697) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理と農村環境の向上に資する活動を支援



水路の泥上げ



農道脇への花の植栽

単価： 都府県の水田 4,400円/10a
（うち国の支援額2,200円/10a）等

向上活動支援交付金【非公共】～新規～

4,740 (0) 百万円

- ・ 集落を農地・農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体として位置付け
- ・ 水路、農道路肩、ため池の補修や、農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援



水路の補修・更新



砂利舗装を
アスファルト舗装へ

単価： 都府県の水田 4,400円/10a
（うち国の支援額2,200円/10a）等

併せて

農地・水保全管理支払推進交付金【非公共】～新規～

1,046 (0) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な推進

農地・農業用水等の資源や環境の保全と長寿命化

環境保全型農業直接支援対策

【所要額】 4, 807 (0) 百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。
- ・ そのためには、現行の農地・水・環境保全向上対策における集落ぐるみでの共同活動が行われている地域かどうかにかかわらず、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていくことが必要です。

政策目標

地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の環境保全効果：約49億円

＜主な内容＞

1. 環境保全型農業に取り組む農業者等に対する直接的な支援

- (1) 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援（国の支援額：4,000円/10a）を実施します。（環境保全型農業直接支払交付金）

＜具体的な営農活動＞

- ・ カバー・クロップの作付け
- ・ リビソグ・マルチ・草生栽培の実施
- ・ 冬期湛水管理
- ・ 有機農業の取組

- (2) 平成22年度まで先進的営農支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループが協定に基づき行う、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に対して、前年度までの支払い実績の範囲内で、取組面積に応じた支援（国の支援額：水稲3,000円/10a、麦・豆類1,500円/10a、果菜類9,000円/10a等）を実施します。（先進的営農活動支援交付金（23年度限り））

環境保全型農業直接支払交付金及び先進的営農活動支援交付金
【所要額】 4,462 (0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：(1) 農業者、(2) 地域協議会

2. 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施に向けた地域協議会及び地方公共団体の支援体制を整備します。

環境保全型農業直接支払等推進交付金 240 (0) 百万円
補助率：定額

事業実施主体：地域協議会、地方公共団体

3. 環境保全型農業直接支払制度に係る調査やシステムの整備

より効果的・効率的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、環境保全効果等に関する調査・検証を実施するとともに、必要な電算処理システムを構築します。

環境保全型農業推進調査事業 35 (0) 百万円
補助率：定額

事業実施主体：民間団体

環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費 70 (0) 百万円

事業実施主体：民間団体

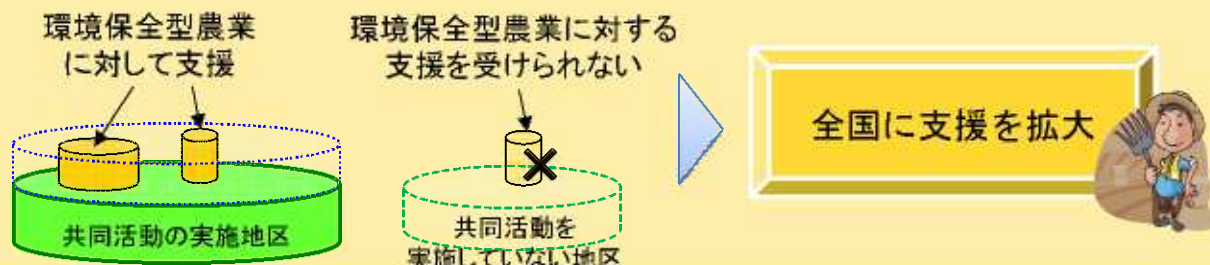
お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 03-3593-6495（直）

環境保全型農業直接支払の創設

集落共同で農地・農業用水等の保安全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国で支援を実施します。

これまで（農地・水・環境保全向上対策）

平成23年度～（環境保全型農業直接支払）



地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。

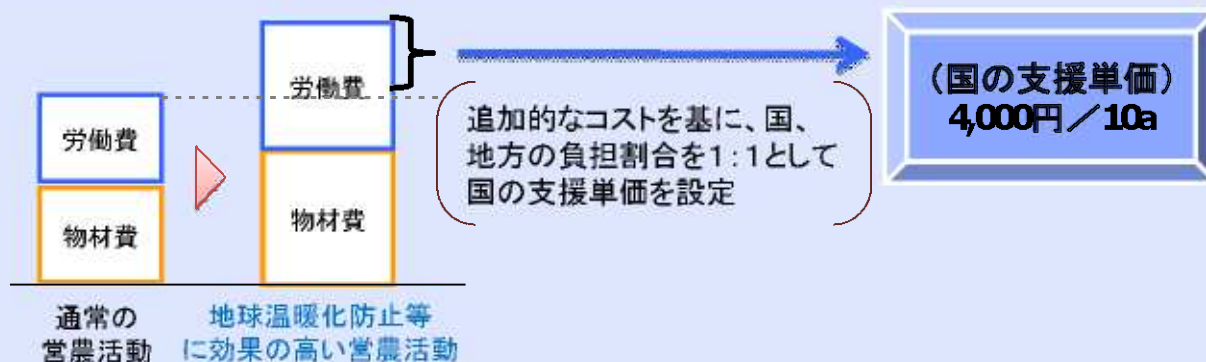


支援の対象となる営農活動

- ・ カバークロップの作付
- ・ リビングマルチ、草生栽培の実施
- ・ 冬期湛水管理
- ・ 有機農業の取組



支援水準は、上記営農活動の実施に伴う追加的コストに着目して設定します。



現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成23年度までは支援を継続します。その場合の支援単価は、現行対策と同じです。

<国の支援単価>

水稻:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等

これまでの取り組み

農地・水・環境保全向上対策

営農活動支援【二階部分】 環境にやさしい営農活動への支援

○営農基礎活動支援交付金
地域全体の農家により環境負荷低減に資する取組を行うこと。

【要件】
・区域の8割以上の農家が地域で決めた環境負荷低減取組を実施すること。

【交付額】
1 地域当たり20万円

○先進的営農支援交付金
地域で相当程度のまとまりを持って、化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組を実施すること。

【要件】
・化学肥料と化学合成農薬の使用を慣行レベルから原則5割以上減らすこと。
・エコファーマーの認定を受けていること。
・一定のまとまりを持った取組であること。

【交付額】
・取組作物単価×取組面積＝交付額

作物単価例

水稲	6,000円/10a
麦・豆類	3,000円/10a
葉菜類	10,000円/10a

共同活動支援【一階部分】 農地・水・環境を守り育む共同活動への支援

一階部分と二階部分を分離

平成23年度以降

環境保全型農業直接支援対策

地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境保全効果の高い営農活動を支援

○環境保全型農業直接支払交付金
農業者等が化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に高い営農活動を実施すること。

【要件】

- ・カバークロップの作付け＋5割減減
- ・「ビーン」栽培、草生栽培＋5割減減
- ・冬期湛水管理＋5割減減
- ・有機農業の取組

【交付額】

・8,000円/10a×取組面積＝交付額

【交付先】

・農業者等

○先進的営農活動支援交付金

平成22年度まで先進的営農支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループが協定に基づき行う、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に対して、前年度までの支払い実績の範囲内で、取組面積に応じた支援を実施する。

【要件】、【交付額】は、これまでの先進的営農支援交付金と同様。ただし、H23年度限りで終了。

○環境保全型農業直接支払等推進交付金

環境保全型農業直接支払及び先進的営農活動支援の通正かつ円滑な実施に向けた地域協議会及び地方公共団体の支援体制を整備。

【交付額】

・国費100%の定額

※ ○営農基礎活動支援交付金については、H22年度で終了。

平成23年度最終評価に向けての今後のスケジュール（案）

平成23年2月 全組織アンケートを実施

〃 3月 アンケートとりまとめ

〃 5月 第1回検討委員会 最終評価報告及びH22実績報告

秋田県農地・水・環境保全向上対策における最終評価(案)

1 実施状況の概要(共同・営農)

H19～H22実績等記載

2 活動毎評価

(1) 基礎活動

問1 ～ 問3

農地や農業用水路等の保全活動への意識の変化

(2) 農地・水向上活動

問4 ～ 問9

共同活動の役割と施設の長寿命化について

(3) 農村環境向上活動

地域づくりについて

問14 ～ 問17

水質保全(秋田県独自)について

問18 ～ 問21

(4) 総括

組織の運営について

問10 ～ 問13

次期対策について

問22 ～ 問28

3 改善・課題へ向けての取組

(1) リーダー(人材)育成

(2) 地域活性化の推進について

4 特徴的な取組事例

- ・ 交付金に頼らない活動を行っている組織
- ・ 地域づくりに取り組んだ組織
- ・ 生態系保全に取り組んだ組織
- ・ 水質保全に取り組んだ組織
- ・ 学校との連携を図った組織
- ・ 長寿命化に取り組んだ組織

農地・水・環境保全向上対策

活動組織アンケート【共同活動支援】（案）

質問票の回答にあたって

1. 以下の質問は、活動組織の代表者の方に、「平成19年度～22年度の活動実績」を振り返っていただき、それを自ら評価していただく内容となっています。
2. 回答方法は、ほとんどが該当するものを選択する方式となっており、回答にあたって、正確な数値等が把握しにくい場合には、問いを読んだときに浮かんだイメージで記入してください。
なお、質問のうち、本対策導入以前と現在の状況をお聞きする質問については、それぞれの状況をお答えください。
3. この結果は、秋田県がまとめる「本対策による効果や活動組織の取組の評価」などに活用されます。
個別の活動組織名等を公表することはありませんので、率直にありのままをご回答ください。
4. なお、回答にあたっては、お手数ですが、以下の欄に市町村名と活動組織名をご記入願います。

市町村名	
------	--

活動組織名	
-------	--